

保国発 0319 第 1 号
平成 30 年 3 月 19 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課長

新たな国保制度における資格管理及び高額療養費の取扱いについて

平成 27 年 5 月 29 日付けで公布された持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 31 号)による改正後の国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。)第 3 条により、平成 30 年度から都道府県も国民健康保険の保険者となり、同法第 5 条により、被保険者は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所を有する者から都道府県の区域内に住所を有する者に改正される。

また、平成 30 年 3 月 16 日付けで公布された国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 49 号）による改正後の国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「令」という。）第 29 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 8 項第 1 号イにより、被保険者が同一都道府県内に転居した場合、高額療養費の多数回該当に係る該当回数を引継ぐこととするなど、被保険者の負担軽減を図ることとされた。

今般、新制度施行後における都道府県単位での資格管理と高額療養費の多数回該当の取扱いに関する事項について、別添のとおり、「新たな国保制度における資格管理及び高額療養費の取扱いについて」として、考え方を整理したので、これを御了知いただくとともに、貴管内市町村への周知に特段の御配慮をお願いいたします。